令和７年10月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 609 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和７年
（2025年）
10月号
第609号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

イイね ふるさと！

“まつもと城下町湧水群”


辰巳の井戸


東門の井戸


地蔵清水の井戸


大名町大手門の井戸


北門大井戸


源智の井戸


松本神社前井戸


市役所前庭の井戸


鯛萬の井戸

－ 主 な 記 事 －

税務ポイント…… ２～３頁
研修会テキストのご案内…… ３頁
労務レポート…… ４～５頁
イイね👍ふるさと！…… ６頁
皆さんこんにちは・内部浩一氏…… ７頁
頑張ってます・佐野麻衣さん…… ７頁
従業員の行動を変えるポイントとは？…… ８頁
税務講話・夏期特別研修会開催報告 等 …… ９頁
会員福利厚生制度 PR …… 10頁
10月の予定、
大規模法人研修会開催のお知らせ等…… 11頁
インフォメーションコーナー、
　地区トピックス、川柳コーナー、あとがき … 12頁
時局講演会ご案内 …… 付録
松本法人会“ やまびこ運動 ”ご協力のお願い… 付録

イイね ふるさと！

『まつもと城下町湧水群』（松本市）

豊かな自然に抱かれた松本市。まちのシンボルである松本城の周辺地域は地下水が豊富で、古くから数多くの井戸や湧水が存在し人々の暮らしを支えてきました。有名なところでは「源智の井戸」や「鯛萬の井戸」等がありますが、それらを一体的にとらえたものが「まつもと城下町湧水群」と呼ばれるようになり、環境省が選定した「平成の名水百選」にも名を連ねます。

今年の夏も大変な暑さでしたが、井戸から湧き出す冷たくきれいな水が大勢の方々に潤いと安らぎを届けていました。

（関連記事６頁掲載　稲田洋介編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長		経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル５階

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑〕所得税関係

令和７年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

Q. 年末調整の時期が近くなってきました。令和７年度税制改正により所得税の基礎控除等が変更になると聞きましたが、どのように変わるのでしょうか。

A. 令和７年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われます。

これらの改正は、原則として、令和７年12月１日に施行され、令和７年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和７年12月に行う年末調整など、令和７年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。（令和７年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）

１　基礎控除の見直し

⑴　次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額132万円以下：95万円
（改正前：48万円）

合計所得金額132万円超 336万円以下：88万円
（令和９年分以後は 58万円）（改正前：48万円）

合計所得金額336万円超 489万円以下：68万円
（令和９年分以後は 58万円）（改正前：48万円）

合計所得金額489万円超 655万円以下：63万円
（令和９年分以後は 58万円）（改正前：48万円）

合計所得金額655万円超 2,350万円以下：58万円
（改正前：48万円）

㈱１　改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の２の規定による加算額を加算した額となります。

２　合計所得金額が655万円以下の場合は、58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、５万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

３　合計所得金額 2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

⑵　基礎控除額の改正に伴い、令和８年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

２　給与所得控除の見直し

⑴　給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

⑵　給与所得控除の改正に伴い、令和７年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和８年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

３　特定親族特別控除の創設

⑴　居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族１人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

㈱　「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19 歳以上23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が 58万円超123万円以下の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

⑵　令和８年１月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月㈱の源泉徴収の際に適用されることとされました。

・給与：親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合
・公的年金等：親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

４　扶養親族等の所得要件の改正

上記１⑴の基礎控除の改正に伴い、次のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件：58万円以下
（改正前：48万円以下）

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件：58万円以下（改正前：48 万円以下）

どこでも申告・納税　イータックス（http://www/e-tax.nta.go.jp）

勤労学生の合計所得金額の要件：85 万円以下（改正前：75 万円以下）

また、上記２⑴の給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額が 65 万円（改正前：55 万円）に引き上げられました。

（税制委員会：忠地祐一、草間俊文、小池尚彦　グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）

法人会 研修会 テキストのご紹介

法人会では、主に税務に関するテーマを取り上げた冊子を作成し各種研修会などでお配りし、会員企業の皆さんにご活用いただいております。本稿にて現在準備しておりますテキストをご紹介いたしますので、ご希望のものがございましたら松本法人会事務局（電話：0263-35-8080）までお問い合わせ下さい。テキストは全て無料です。郵送をご希望の場合、送料のご負担をお願いします。

１．－企業の税務コンプライアンス向上のために－「自主点検チェックシート」



企業の内部統制面・経理面における様々な確認事項が質問形式で掲載されるとともに具体的な点検内容・解説が掲載されております。

【主な内容（確認内容）】

〇社内体制（文書管理 等）
〇貸借関係（資産科目、負債・資本科目 等）
〇損益関係（各種科目別）　等

２．「会社の決算・申告の実務」

適正な法人税の申告をして頂くための手助けとなるよう、決算や申告などに関する基本的で重要なテーマを分かりやすくまとめております。

【主な内容】

〇決算申告事務の流れ
〇決算調整
〇申告調整
〇特別な課税と税率
〇申告手続　等



３．「税制改正のあらまし」



令和７年度税制改正のポイントを、主な税目別に解説しております。

【主な内容】

〇法人税関係
〇所得税関係
〇資産税関係
〇消費税関係　等

４．「源泉所得税実務のポイント」



源泉所得税実務に関するテキスト。

【主な内容】

〇給与所得からの源泉徴収
〇退職所得からの源泉徴収
〇支払い報酬・非居住者からの源泉徴収

５．「会社取引をめぐる税務 Q&A」

会社の所得に対して課される法人税を中心に、会社の取引をめぐる税金について様々な視点からご紹介しているテキスト。

【主な内容】

〇決算と申告の関係
〇収益の計上と原価の計算
〇資産にかかる税務
〇会社経費と税務



お問い合わせは事務局まで（電話：0263-35-8080）

労務レポート

退職代行サービスへの対応のポイント

社会保険労務士　上　嶋　　宏



７月の労務レポートで退職代行サービスが生じた背景をお知らせしました。今回は、業務の引き継ぎ、会社が従業員へ貸与した物品等の返還、従業員の私物の扱いなどについて対処方法のポイントについて企業としてどのように対応したら良いのかについてお伝えします。

まずは、退職代行を提供する主体について、主に⑴民間業者が運営するもの（退職代行会社）⑵弁護士⑶合同労働組合があり、それぞれ請け負うことが出来る業務範囲が異なります。それぞれの特徴は以下の通りです。

⑴　民間業者が運営するもの（退職代行会社）

退職代行の中で、業者が行うものを一般的に退職代行会社といわれています。退職代行会社は、あくまでも従業員本人に代わって会社に退職の意思を伝えることに限定されます。

依頼者の代理人として会社と退職日の交渉や未払賃金等の調整・交渉を行うことは弁護士法が禁止する非弁護士の法律事務の取扱に該当します。よって、これらの行為は、民間業者が運営する退職代行会社は行うことが出来ません。

⑵　弁護士

弁護士による退職代行は、従業員の依頼を受けて正式な代理人として、退職の意思の伝達のみならず、未払残業代や退職金の請求、退職に関する各種交渉、法的手続まで幅広く対応できます。

⑶　合同労働組合

合同組合は、所属する企業や職種、雇用形態にかかわらず、地域で働く労働者（中小企業の労働者や非正規雇用者など）が個人で加入できる組合です。労働組合法が定義する要件を満たしていれば合同労働組合も立派な労働組合です。よって、団体交渉権も認められています。そのため、退職日の調整・交渉や未払賃金に関わる交渉が可能です。ただし、その交渉がまとまらず、裁判となった場合は代理人としての役割は果たすことが出来ません。あと、労働組合からの団体交渉を正当な理由なく拒否することは、不当労働行為として法律で禁じられています。

以上、退職代行サービスを行う主体についてお伝えしました。次に退職代行サービスから連絡を受けたときの基本的な対応を費用が比較的安くて利用しやすい退職代行会社を例にお伝えします。

⑴　代行業者の身元の確認

最初に代行業者の身元を確認することです。多くの退職代行会社は、電話で連絡を取ってくることが多いようです。電話の場合、本当に従業員から依頼を受けて電話をしているのか、また電話相手が退職代行会社であるのかもその時点で判然としません。今までに取引があったわけではないので、いきなり電話だけで信用することはハイリスクです。退職代行を装い従業員の在籍情報等を聞き出そうとしている可能性もあります。

そのため、退職代行会社に対して、従業員が依頼したことを証明した資料の提出を求めましょう。そのような資料の提出できないようならば、こちらから従業員本人に対して、「退職代行会社に依頼したのか？」「依頼者の従業員情報を退職代行会社に開示してやり取りしてよいか？」を念のため確認させてもらう旨の断りを入れた方が良いでしょう。

こちらから従業員に確認する趣旨は、退職代行会社に依頼したか否かの点であるため、それ以外の「なぜ退職するのか？」「なぜ退職代行会社を利用するのか？」を尋ねることはトラブルになりますので避けましょう。そもそも、従業員自身が退職の意思を伝えられるのであれば退職代行会社に依頼することはありません。会社と関わることなく退職したいと強く思っているから利用していますからこれらを尋ねることは避けましょう。

⑵　退職届の提出を求める

退職代行会社から退職の連絡を受け場合には、必ず退職届の提出を求めましょう。従業員本人が退職代行会社に依頼したどうかはっきりしなくても、本人からの退職届が出れば退職する意思があることが明らかになります。なお、退職日変更の交渉を退職代行会社とすることは法的にできません。従業員に交渉を持ちかけても応じる可能性はかなり低いと思われます。従業員は会社と関わりたくないから退職代行会社に依頼しています。淡々と退職手続を行うことをお勧めします。

⑶　退職届の受理承認書の交付

従業員または退職代行会社経由で退職届を受け取ったなら、「退職届の受理承認書」を作成し、従業員に直接または、退職代行会社経由で送ります。これを交付することで、会社が退職届をどのタイミングで正式に受理したかが記録として残せます。また、退職届の提出を求めても、一向に提出されないことも想定されます。退職届が提出されないから退職の効力が生じないという主張をして、退職を引き延ばすことをしたとしても、退職の意思表示は、口頭でもかまわないため退職の効力は生じるとされています。この場合は、「退職の受理承認書」を交付して淡々と退職手続を行うことをお勧めします。従業員は、退職代行会社をわざわざ利用して退職したいのですから引き止めることは、ほぼ不可能です。

⑷　貸与物や私物の返還

会社から従業員に貸与したパソコン、スマホ、鍵、制服などの返還を求める必要があるならば、時期を指定し、貸与物の返還一覧表を作成して退職代行会社に送付します。その際に精密機械の送付方法等に指定があればそれも指定しましょう。あわせて、送料についても借りた物を返すのですから、従業員負担であることも明記しておきましょう。また、従業員の私物が会社に残っていたらその返還をどうするかも決める必要があります。もし、貸与物の返還と私物の引き取りを来社して行いたいのであれば、事前にその旨の連絡をし、会社が指定する日時に来ること。事前に連絡なく来られても対応が出来ないことがあること。これらも伝えておくことをお勧めします。

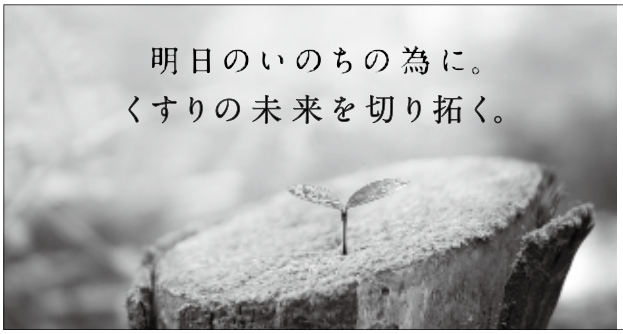
⑸　引き継ぎ

退職後の業務遂行に支障をきたすことを防ぐためには、可能な範囲で引き継ぎを依頼する必要があります。ただ、従業員から「退職日まで有給休暇を消化するので、出社も引き継ぎもしません。そのため業務のことで電話してこないでください。」と言われることが予想されます。退職日までの労働日すべてについて有給休暇の取得を申請された場合、会社の時季変更権を行使する余地がないため、引き継ぎのための出社は期待できません。ただし、就業規則等に休日出勤を命じる定めがあり、36 協定が締結されていたならば、退職日までのどこかの休日に休日出勤命令をして、引き継ぎをさせる方法が考えられます。この業務命令に従わなければ懲戒処分が可能です。しかし、退職代行サービスを利用して辞めようとする従業員が素直にこの業務命令に従うと思えません。この業務命令違反が明確かつ就業規則等に懲戒規定の定めがあるならば、減給や解雇などの懲戒処分を行えます。ただし、賃金全額を不支給とする減給の制裁は、労基法に反すると言われています。また、解雇は、不当解雇と従業員から民事の争いを起こされる可能性が高いです。

最後に

法律を遵守しているのであれば、退職の意思を会社に伝える方法として退職代行サービスを利用しても拒否することはできません。また、退職代行サービスをわざわざ利用して退職の申出をするということは、このことで会社と関わりたくないという強い思いがあるからです。そう思っている従業員に退職の理由や退職代行サービスを利用する理由を尋ねても回答を得られることはないでしょう。退職日まで有休取得の届出をして出社を拒む従業員に業務命令違反や就業規則違反を根拠に懲戒処分をしても退職を覆すことは裁判を提起したとしても困難と思われます。淡々とかつ速やかに退職の手続きをされることをお勧めします。それとは別に、「退職代行を従業員に使われた原因がないのか」を考えることが大切です。退職代行を利用する理由の多くは、退職の意向を告げにくい職場環境によると言われています。今一度、自社の職場環境にそのようなことがないか考えることを強くお勧めします。

上嶋社会保険労務士事務所
〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5
TEL.0263-88-6927　FAX.0263-88-6928



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

くくねふるさと！

『まつもと城下町湧水群』（松本市）

～豊かな自然が生んだ
清らかな水、人々に安らぎ
と潤いを届ける～

東に美ヶ原、西に北アルプス。豊かな自然に恵まれた松本市。中心地である松本城周辺地域には、古くから数多くの井戸や湧水が存在し私たちの生活を支えてきました。表紙でもご案内した通り、こうしたお城周辺地域にある井戸や湧水群は「まつもと城下町湧水群」と呼ばれ、地元の住民の方々が中心となり保全活動が行われていると共に、松本市も整備・管理を進めています。

【市が管理する井戸一覧】
https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/103098.pdf


源智の井戸

平成 20 年には環境省が水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清涼な水や水環境の中で、特に地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを、「平成の名水百選」として認定し、「まつもと城下町湧水群」も見事に選出されました。整備された井戸は、水汲みや街路樹への水やり、打ち水などに利用される等、市民や観光客の憩いの場であり、人々に安らぎや潤いを与えています。


鯛萬の井戸


辰巳の井戸

今年の夏も日本中大変な暑さでした。信州松本も同様に厳しい暑さが続き、「さわやか信州はどこに行ってしまったのか？」と考えさせられることもしばしば。そんな時でも一服の清涼感を与えてくれたのが湧水群の井戸水でした。地下水は一般的に地下深くから汲み上げられるため、外気温の影響を受けずに安定した温度を保つことができるそうで、それが「夏は冷たく、冬は暖かく」感じられる理由だそうです。改めて自然の偉大さを感じます。


北門大井戸

日本で近代的な水道整備が行われたのは明治維新の頃とされています。以降、日本全国で整備が進み今ではほぼすべての場所で安全な水を手にすることができます。ただ、それよりもずっと前から長く私たちの暮らしを支えてきてくれたのは井戸水や湧水などの地下水でした。この地域では今でも「まつもと城下町湧水群」として人々に愛され、訪れた人に安らぎと潤いを与えています。そんな恵まれた、地球からの贈り物をいつまでも大切にしていきたいですね。

（稲田洋介編集委員）

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得



皆さん
こんにちは♪

大同生命保険株式会社　松本支社
松本市本庄
支社長　**内部　浩一　氏**

『信頼と安心で企業の未来を』

本年ルーツとなった大坂の加島屋の創業から400年を迎えました大同生命保険㈱。会員企業の皆様には経営者大型総合保障制度受託会社としてお馴染みですが、制度が始まった昭和46年当時、市場には経営者向けの保障額が200～300万円程度の保険しかなかった中で、会員企業の経営者・従業員の生活を守るには１億円の大型保障が不可欠としてAIU損保（現AIG損保）さんと提携し大型保障制度を実現。以来、保険制度の提供と共に、各種研修会や会議の開催サポート、会員企業への情報提供など、法人会が行う様々な事業への協力を続けてくださっています。



松本支社長の内部さんは埼玉県のご出身で、令和４年に前任地の鹿児島より着任され、さいたま市のご自宅に家族を残しての単身赴任中です。松本の印象は自然豊かな『三ガク都』で、育った飯能市のような山のある景色には懐かしさを感じますが、ただ冬の寒さには閉口しています。法人会の皆さんはまじめな気質で、なじみやすく、受け入れてくれるようなやさしさを感じています。

休日には県内の主要な観光地や温泉を精力的に回っています。昨年からタイトルパートナーを務めるバレーボールリーグトップのSVリーグが10月に開幕しますので、VC長野トライデンツのホームのエア・ウォーターアリーナ松本でのゲームを楽しみにされているそうです。　**（横沢敏編集委員）**



頑張ってます!!

『専門性で突き抜ける！私たちだけのブランド化』

税理士法人未来経営
松本市中央
佐野　麻衣 さん

エキスパート揃いの税理士法人未来経営さんにて、相続・資産税部門でイキイキと活躍されている佐野麻衣さんは、令和７年４月に税理士登録された税の専門家です。大学卒業まで新潟市で過ごし、その後東京の会計事務所で２年間ほど勤務したのち、ご主人の転勤を機に松本へ移住してきました。平成26年に入社して働きながら、そして子育てをしながら難関資格を取得されたというエネルギッシュさは目を見張るものがあります。相続に関わる仕事は、その人や大切な家族の人生の大きな節目に正面から向き合う仕事です。きっと多岐にわたる専門性と、丁寧さや相手を思いやることができる人間性が必要とされる仕事でしょう。佐野さんは「専門用語はなるべく使わない、安心して仕事を任せてもらえるにはどうしたら良いか」など、常にお客様に寄り添って仕事をするよう心掛けているようです。

受験生時代は、ＡＩで仕事が全部なくなるかも!?なんて不安に感じていた事もあったようですが、今ではＡＩを積極的に活用しながら、相続・資産税の仕事を通じ職場仲間やお客様とのコミュニケーションを大事にされています。お客様から「ありがとう！」の言葉をいただくことも多く、とてもやりがいを感じるとお話しくださいました。現在は育ち盛りの２人のサッカー少年を育てながら自身もスポーツジムに通うなど、多忙な日常生活も楽しんでいます。全国で女性税理士の数は全体の15%ぐらい。まだまだ少ないようですが、佐野さんの笑顔が絶えない明るい人柄や仕事に対する真剣さは、これから税理士を目指す人達の目標になるのではないでしょうか。

（稲田洋介編集委員）

従業員の行動を変えるポイントとは？

株式会社ジェイック ＨＲドクター編集長　古庄　拓

管理職をされたことがあれば、従業員や部下に「行動を変えてほしい」と思った経験があるでしょう。そして､それが簡単ではないこともご存じだと思います。相手の行動を変えるには、伝え方に深い配慮が必要です。人間関係やコミュニケーションの権威、デール・カーネギーは著書『人を動かす』の中で、「人の気持ちや態度を変えようとするとき、ほんのひとことの違いが成功と失敗の分かれ目になることがある」と指摘しています。

同書では「人を変える９原則」として、以下が紹介されています。①まずほめる、②遠回しに注意を与える、③自分の過ちを話す、④命令をしない、⑤顔をつぶさない、⑥わずかなことでもほめる、⑦期待をかける、⑧激励する、⑨喜んで協力させる。９つの原則に共通するのは、相手の自尊心を損ねず、自発的に変わろうとする気持ちを引き出す働きかけです。

相手の行動を変えたいと思う時、こちらには「今のままでは困る」「満足できない」といった感情があります。しかし、それが伝われば相手は「自分を否定された」と感じ、防衛的になります。心を閉ざし、言い訳を始め、こちらを「悪者」として扱い始めます。この状態になれば行動変化は望めません。

今回は人を変える９原則を踏まえて、相手の行動を変えるうえで「特に」実践的なポイントを１つ紹介します。

そのポイントは、「しかし」ではなく「そして」を使うことです。管理職としてのコミュニケーション技法を学んだ方なら、指摘やフィードバックの際、「まずほめる」を意識している方は多いでしょう。相手の自尊心を傷つけないために非常に大切なアプローチです。なお､「ほめる」を「高評価と称賛」ではなく､「できていることの承認」ととらえると対象を見つけやすくなります。

そしてポイントは、ほめた後に指摘を伝える際､「でも」や「しかし」ではなく、「そして」という接続詞を選ぶことです。たとえば、「この提案資料はよくできている。ただ、もう少し○○があれば…」より「この提案資料はよくできている。そして、○○を加えるとさらに魅力が伝わるよ」です。後者の伝え方をすると、相手は承認プラスアルファの提案として指摘やフィードバックを受け入れやすくなります。

「ほんの一言の違い」が､相手の気持ちを左右します。ストレートに指摘し、強制的に行動を修正する必要がある緊急時もあるでしょう。同時に、継続的な行動変化を生むためには「相手が気持ちよく行動を改善できる伝え方」を習慣化することが重要です。

職場でもプライベートでも、指摘する目的は相手の行動を変えることです。正しい指摘でも伝え方を誤れば相手の心は閉ざされます。「行動を変える」という目的達成のために伝え方を選ぶ――そんな風に考えてみてください。あなたの言葉が、相手の成長のきっかけとなるよう、「ほめる＋『そして』」をぜひ実践してみてください。

【筆者紹介】古庄拓（ふるしょう・たく）1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。社員研修やリーダー研修、新卒採用など、複数のサービスや事業の立ち上げを担当し、執行役員・取締役等を歴任。現在は、採用と社員教育の情報を発信するメディア「ＨＲドクター」編集長として知識・ノウハウを発信している。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部
部員募集中!!
お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

小林由治松本税務署長 税務講話開催報告

先月号で報告の通り８月22日に当会役員大会が開催されました。当日は役員大会終了後、７月に着任されました小林由治松本税務署長による税務講話を拝聴いたしました。

講話は『税務職員物語～法人会編～』というテーマで行われ、署長さんのこれまでの歩みやお人柄が伺えるとても貴重な機会になりました。役員大会、税務講話に続いて懇親会も開催され、当会役員と税務署の皆さんと交流を深めることができました。



夏期特別研修会 開催報告

９月１日、夏期特別研修会を開催いたしました。今回の研修会では講師に小田純也氏をお迎えし『今日から使える！中小企業のための生成ＡＩ活用講座』というテーマでお話を伺いました。すでに様々な分野で普及が進むＡＩ技術。ただ、実際に仕事に落とし込んで活用されている方はまだ少数なのではと思われます。そうした中､実際に仕事につかえるＡＩ技術について、その種類、能力、コストなどわかりやすくお話をしていただくことができました。



2025 シーズン松本山雅ＦＣ主催試合　観戦チケットを抽選でプレゼント!!

Ｊ３リーグ松本山雅 FC 主催試合観戦チケットを抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

【注意事項】

・チケットは会場：アルウィン / ホーム自由席です。
・各試合チケットは３枚ございます。(1 名の方にプレゼント)
・今回は10月16日[vs カマタマーレ讃岐] から 11月29日[vs ギラヴァンツ北九州]のチケットです。

【応募方法】

①お名前　②企業名　③お届け先(住所・電話番号)
④ご希望される試合
※お一人様１試合とさせていただきます。右の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。

左記４項目をご記入の上、法人会事務局にＦＡＸ(36-0839）で、10月14日㈫までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

『対戦スケジュール』

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
J3リーグ33節	10月26日㈰	カマタマーレ讃岐	14:00
J3リーグ36節	11月15日㈯	FC 大阪	14:00
J3リーグ38節	11月29日㈯	ギラヴァンツ北九州	15:00

【お問い合せ】　法人会事務局(電話：0263-35-8080)

Business Guard

AIG損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル

会社で入る医療補償



業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金　等セット



法人会のハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約　等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーペック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。
この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社
〒105-8602　東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
https://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

松本支店
〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル
TEL. 0263-35-1933　FAX. 0263-36-7975
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(22-073001)

「消費税申告一声運動実施中」

１０月の予定

２日広報委員会編集会議　３日税制員会グループ会議、県連青年部合同例会　６日部会長と組織・厚生委員会との連絡会議　７日厚生委員会　８日新設法人説明会　10日役員会　14日大規模法人税務研修会　16日法人会全国大会（高知大会）　20日青年部創立50周年記念講演会（10月例会）　21日研修委員会　22日女性部10月例会　23日総務委員会　28日決算説明会（塩尻会場）　29日決算説明会（松本会場）

決　算　説　明　会

（法人税・消費税の説明会／９月決算法人対象）

塩尻会場　10月28日㈫ 午後2時より
えんぱーく4階会議室

松本会場　10月29日㈬ 午後2時より
松本市駅前会館4階「大会議室」

大規模法人税務研修会のご案内

「令和７年度法人税関係法令の改正のポイント」

本年度も資本金５千万円以上の会員企業を主な対象とした下記税務研修会を企画いたしましたので、この機会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

日　時　10月14日㈫　午後２時～３時30分
会　場　松本市駅前会館　４階大会議室
講　師　松本税務署 担当官
受講料　無料
お申込　松本法人会事務局まで（TEL0263-35-8080）
お願い　資料・会場準備の都合上、参加希望の方は必ず事前にお申込いただきますようお願い申し上げます。

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください “法人会やまびこ運動”ご協力のお願い

新規会員獲得を目指し、５月より活動を展開しております“松本法人会 やまびこ運動”。大変厳しい状況下ではございますが、社会を支える『税』に携わる団体としてこれからも精力的に活動を続けていくために、１社でも多くの方々にご入会いただくことを目指し、会員企業の皆様にお取引先やお知り合いをご紹介いただくこの活動が10年目を迎えています。

ご案内の通り、11月末日までを一つの区切りに実施してまいりますので、どうか引き続き、皆様からの温かいご協力をお願い申し上げます。



「法人会やまびこ運動」って何？

☆会員の皆様のお取引先やお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいていない方に当会から入会のお勧めをする運動です。
☆ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に“いつでも”ご返信をお願いいたします。
☆今月号折込のオレンジ色のチラシ裏面に、ご紹介いただけるお取引先やご友人等を記入いただき事務局まで返信をお願いいたします。情報提供者様としっかりと連絡を取り合い、ご迷惑をおかけしないように勧奨活動を進めます。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

青年部創立50周年記念講演会

年収はそのままで 今よりもっと裕福になれる 75の法則



開催日　**10月20日(月)** 午後3時～4時

会場　**アルピコプラザホテル 3階「ミヤビエ」**

定員　**定員／300名（先着順 要申込）**

講師　お笑い芸人 サバンナ
ファイナンシャル・プランニング技能士1級
八木（やぎ） 真澄（ますみ） 氏

受講料 **無料**

■ 詳細・お申し込みは……
事務局まで。申込み後、整理券を送付いたします。

お問い合わせ　一般社団法人 松本法人会（事務局）
TEL.0263-35-8080

地区トピックス　窪田空穂の生家（松本市）



明治10年、空穂はこの家で生まれました。平成５年には向いに記念館が開設され、一体的に運営されています。入り口には明治期に活躍した窪田総本家「中下家」の二人、窪田畔夫と重平兄弟の紹介パネルや、ゆかりの画家の窪田五雲の衝立も展示されています。（あとがきへ続く）（横沢敏編集委員）

川柳コーナー

顔替えて
取り戻せるか
勢いを

熊だって
好きで出てくる
わけじゃない

文科系
活躍できる
秋が来る

新米

あとがき

（地区トピックスより続く）弊社知新堂は、本年創業１８０周年を迎えました。店舗販売をしていた時代であれば創業記念セールを開催するところですが、現在はそうもいかず、紙面でお知らせするくらいです。

創業者の窪田畔夫は最近では「松門」の名で知られていますが、明治５年市川量造とともに「信飛新聞」の創刊を皮切りに、自由民権運動家として活動し、初代北安曇郡長や開設直後の帝国議会議員を務めます。次男の洵を浅間温泉の二木家へ養子に出した直後、長男の偉十郎が早世し、失意のまま隠遁生活に入ります。上田の生島足島神社の神主などを経て、洵が建てた「松門文庫」で晩年を過ごしました。

この間知新堂の経営は弟の重平が担い、明治31年の『松本繁昌記』に「松本に於ける有名な商家」として掲載されるまでになりました。しかしながら重平は子供に恵まれず、後継者として北小野から迎えられたのが私の曽祖父、横沢徳十でした。ただすでに松本の老舗としての地位を確立していた知新堂の経営を窪田家以外の者に託すことには異論もあり、対抗馬の一人に挙げられたのが画家の五雲でした。結局徳十が継ぐことになるのですが、窪田家との確執はあっても後ろ盾はない中で、養子に入ることには躊躇があり、横沢のまま今に続くことになります。

そんな背景を知る者にとっては、空穂の生家の展示には弊社の歴史が垣間見られ、感慨深いものがありました。令和27年には創業２００周年を迎えますので、その日が迎えられるように摂生に努めたいと思います。（横沢）

（本号編集委員：横沢 敏　稲田洋介）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社